

京都市市民活動総合センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第108号

京都市市民活動総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市市民活動総合センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ア中「若しくは和室」を「, 和室若しくは児童室」に改め、  
同号イ中「又は和室」を「, 和室又は児童室」に改め、同号に次のように加える。

ウ 作品展示コーナーに係る申請 使用日（その日が2日以上にわたるときは、  
その初日）の属する月の3箇月前の月の初日

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の  
次に次の1条を加える。

(使用期間)

第7条 作品展示コーナーの使用期間は、14日以内とする。ただし、市長が特別  
の理由があると認めるときは、これを延長することができる。

2 京都市市民活動総合センターの休所日は、前項の期間に参入する。

別表第1中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

別表第2中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

第2号様式注以外の部分中

「

ロッカー（大型）  ロッカー（小型）  メールボックス を

」

「  
 ロ ッ カ ー ( 大 型 )       ロ ッ カ ー ( 小 型 )  
 ロ ッ カ ー ( 中 型 )       メ ー ル ボ ッ ク ス      に  
 」

改める。

第2条 京都市市民活動総合センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条中「第4条第1号」を「第5条第1号」に改める。

第4条第1項中「第5条」を「第6条」に、「市長が」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が」に、「市長に」を「指定管理者に」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第5条」を「第6条」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第9条中「第9条ただし書」を「第10条ただし書」に改める。

第10条中「第10条」を「第11条」に改める。

第11条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別表第1ロッカーの項を次のように改める。

|         |     |               |       |
|---------|-----|---------------|-------|
| ロ ッ カ ー | 大 型 | 1 個 に つ き 1 月 | 8 0 0 |
|         | 中 型 |               | 5 0 0 |
|         | 小 型 |               | 2 0 0 |

第1号様式注以外の部分及び第2号様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第5条」を「第6条」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則中第1条、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市市民活動総合センター条例施行規則第2号様式の規定は、平成18年4月1日以後における使用について適用し、同日前における使用については、なお従前の例による。

### (施行日前の使用料の徴収)

- 3 第2条の規定の施行の日前に同日以後のロッカーの使用の許可を受けたものに対しても、同条の規定による改正後の京都市市民活動総合センター条例施行規則別表第1に掲げる使用料を徴収する。

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)